

長 建 協 発 第 17 号
平成22年 4月12日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【公 印 省 略 】

経営事項審査の見直しに係る意見募集について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省では今年度、入札契約制度改革の一環として、企業の経営実態をより公正に評価する観点から、経営事項審査について、機材や技術者を持たないペーパーカンパニーが不正に高得点を得ることの防止を主眼に見直すこととしております。

社団法人全国建設業協会（全建：本会上部団体）では、現行の経営事項審査（平成20年4月改正）の問題点等を把握し、見直しの検討過程において、適宜意見を述べてまいることといたしております。

今般、全建では意見具申の参考とすべく、**①現行の経営事項審査の審査基準及び運用上の問題点等、②今回の見直し方針（特に、下記記載の見直しのポイントの「3. 審査基準の更なる見直し」に関して）**について意見募集を行うこととなりました。

つきましては、貴社においてご意見等がございましたら、別紙にご記入いただき、**5月21日までに全建あてメール又はFAXにてご提出下さるようお願い申し上げます。**

なお、ご面倒ながら、ご意見等につきましては本会も参考とさせていただきたく、ご面倒ながら全建へ提出後、本会へもFAX（095-826-2289）にてご提出下さるよう併せてお願い申し上げます。

【今回の見直しのポイント】

1. 現場での不正の取締り強化

現場レベルでの不正（一括下請負による完成工事高の嵩上げ、技術者の配置義務違反等）により、ペーパーカンパニーの評点が不当に高くなっている可能性があることから、都道府県とも連携して、不正行為が疑わしい企業を抽出して立入検査するなど現場での監督を強化する。

2. 虚偽申請のチェック体制強化

実態のない虚偽申請（利益や技術者の水増し等）により、評点が不当に高くなっている可能性があることから、異常値検出等により虚偽申請の疑いのある企業の抽出を強化するとともに、許可行政庁と経営状況分析機関が連携して疑義のある企業に重点審査を行う体制を整備する。

3. 審査基準の更なる見直し（中央建設業審議会に諮問する主な見直し内容）

- ・ 技術者評価の項目で、基準日に技術者が在籍していれば評価される仕組みから、一定期間の継続雇用を評価要件とすることについて
- ・ 民事再生法などを適用し、再度、経営事項審査を受ける再生企業の取り扱いについて（一度、経営破綻したものの法的手続きで身軽になり、経営事項審査で高い評価を受けることに対する不公平感）
- ・ 企業の社会的評価項目（W点）のあり方について

【添付資料】

国土交通省「入札契約制度の更なる改善について」（平成 22 年 3 月 16 日付）

経営事項審査の見直しに係る調査票

(社) 全国建設業協会
事業部 林 宛

メール : jigyo@zenken-net.or.jp
FAX : 03-3555-3218

所属協会: _____

ご担当者: _____

連絡先: _____

- ① 現行の経営事項審査の審査基準及び運用上の問題点（及び改善案）
- ② 今回の見直し方針へのご意見
- ③ その他